

## 個人情報開示等審査諮問書

瑞浪市個人情報保護審査会会長 様

瑞浪市長 水野 光二



このことについて、瑞浪市個人情報保護条例第23条第2項の規定により、諮問します。

諮問の内容	L GWAN接続による情報提供について
諮問の趣旨 及び理由	<p>L GWAN (Local Government Wide Area Network) とは、地方公共団体の組織内ネットワーク (以下「庁内LAN」と言います。) を相互に接続したネットワークで、各地方公共団体と国の各府省等との間の情報交換手段の確保のための基盤とすることを目的とし、通信の安定性及びセキュリティが確保されている、行政専用の、インターネットから切り離された閉域ネットワークです。(別紙1参照)</p> <p>瑞浪市においても10年以上前より、各省庁等が開発し、運用を求められたシステムを利用するための一部のパソコンに接続はしていましたが、昨年より国の方針に基づきネットワークセキュリティを強化する中で、庁内で使用している事務用パソコンは基本的に全てL GWANに接続され、外部インターネットに直接接続することが出来なくなりました。</p> <p>ネットワークセキュリティは向上したのですが、インターネットからの情報収集は特別の端末を使用するために手間がかかり、また、これまでインターネットを通じて受けていた民間のサービスである法令関連システムや行政情報サービスも同様、容易に閲覧・印刷ができなくなりました。</p> <p>そこで、先の法令関連システムや行政情報サービスを提供してきた事業者は、これまでインターネットで提供していたサービスを、L GWANのASP (アプリケーションサービスプロバイダ) サービスを通じて提供するように手続を進め、現在ではL GWANの中で利用できるようになったサービスもあります。(別紙1中3ページ図参照)</p> <p>近年、そのセキュリティの高さ、自治体に導入した際の保守管理のし易さから、住民情報を扱うシステムもL GWAN経由で提供する事業者が増えており、将来的にこれまでのCD-ROM等の外部記録媒体による運用を止め、L GWANによる運用のみに移行しつつあるシステムもあります。(別紙2参照)</p> <p>瑞浪市における個人情報を取扱うシステムにかかる外部接続については、平成21年度に(財)岐阜県市町村情報センターとのASPサービスによる接続について諮問させていただき、岐阜県及び県内全自治体が会員である同センターとの接続に限り、「公益上の必要がある」と認めていただいておりますが(別紙3参照)、上記のとおり、同センター以外でもL GWANにより接続した方が、セキュリティも高く、行政執行・業務運用の効率化を図ることができるシステムが今後増えていくものと思われます。</p> <p>そこで、L GWANにより外部接続し、個人情報を取扱うシステムの運用・保守・出力他の委託業務を行う運用について、「オンライン結合による情報提供について瑞浪市個人情報保護条例第12条第2項に基づき審査会に諮問します。</p>
担当部課等	企画政策課 情報ネットワーク係 加藤 博史 (電話内線336)
備考	

添付書類 L GWAN参考資料